

農林委員會會議錄 第十九号

昭和二十七年三月二十七日(木曜日)
午前十一時十一分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君
理事 遠藤 三郎君 理事 河野 謙三君
理事 平野 三郎君 理事 小林 運美君
理事 井上 良二君
小笠原八十美君 小淵 光平君
川西 清君 坂田 英一君
坂本 實君 千賀 康治君
藤谷仙次郎君 原田 雪松君
高倉 定助君 石井 繁丸君

出席政府委員

大藏事務官 河野 一之君
(主計局長)
林野庁長官 横川 信夫君
委員外の出席者
農林援實農地局 堀 直治君
災害復興課長 堀 直治君
専門員 難波 理平君
専門員 岩隈 博君
専門員 藤井 信君

三月二十六日

急傾斜地帯農林振興臨時措置法案
(坂本實君外四十六名提出、衆法第
二二一號)
同日
月津村にダム建設の請願(長野長廣
君紹介)(第一六三三三號)
新治郎君紹介(第一六三三三號)
産米価額と仮拂金との差額に附する
延滞利子の引上げに關する請願外八
件(鹿山茂太郎君紹介)(第一六三四
号)

鏡川沿岸土地改良事業に關する請願
(長野長廣君紹介)(第一六四一號)
森林法の一部改正に關する請願(遠
藤三郎君外一名紹介)(第一六五七
号)
政府買上米の割当減額補正に關する
請願(長野長廣君紹介)(第一六五八
号)
農林委員會費國庫補助増額に關する
請願(滿尾君亮君紹介)(第一六九五
号)

部落農業団体の活動促進並びに國庫
補助に關する請願外九件(船田享二
君紹介)(第一六九六號)
池田村外六箇町村地内の国有林拂下
げに關する請願(山口喜久一郎君紹
介)(第一七二九號)
の審査を本委員會に付託された。

同日

競馬民営反対に關する陳情書(東京
都知事安井誠一郎)(第一〇二二號)
農林改良普及制度推進に關する陳情
書(鳥取県岩美郡宇倍野村前田勝美
外六百七名)(第一〇二三號)
林野行政機構改革に關する陳情書
(北海道名寄地区林産協同組合理事
長松浦周太郎)(第一〇一四號)
同外四件(熊本県天草郡高浜村農林
協同組合理事長森永定春外四名)(第
一〇一五號)

森林計画実施に伴う森林組合の強化
擴充に關する陳情書(宮城県知事佐
々木家壽治外七名)(第一〇一六號)
主食増産のため海面埋立てに關する
陳情書(広島県安佐郡祇園町石田公

總)(第一〇一七號)
を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

農林水産業施設災害復旧事業費國庫
補助の暫定措置に關する法律の一部
を改正する法律案(坂本實君外二十
三名提出、衆法第八號)
森林法等の一部を改正する法律案
(平野三郎君外二十三名提出、衆法
第一五號)

○松浦委員長 これより農林委員會を
開会いたします。

この際のためお知らせいたしま
す。昨三月二十六日、坂本實君外四十
六名提出、急傾斜地帯農林振興臨時措
置法案が本委員會に付託になつており
ます。右御承知をお願いいたします。

これより森林法等の一部を改正する
法律案を議題といたし、審査を進めま
す。

質疑なりあるいは御意見のある方は
發言を許します。他に御發言はござい
ませんか。——なければこれにて質疑
は終局いたしました。

引続きこれより討論に入ります。討
論は終局いたしました。別段討
論の通告もございませんので、この際
討論を省略してただちに採決いたした
いと思ひますが、御異議ございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松浦委員長 御異議なしと認めま
す。

それではこれより森林法等の一部を
改正する法律案について採決いたしま
す。

す。本案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔総員起立〕

○松浦委員長 起立総員。よつて本案
は原案の通り可決すべきものと決しま
した。

なおお諮りいたします。本案に關す
る衆議院規則第八十六條の規定による
報告書作成に關しましては委員長に御
一任願いたいと存じますが、御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松浦委員長 御異議なしと認めまし
て、さよう決しました。

○松浦委員長 次に農林水産業施設災
害復旧事業費國庫補助の暫定措置に關
する法律の一部を改正する法律案を議
題といたし、審査を進めます。

質疑なり御意見のある方は發言を許
します。他に御質疑はございませ
んか。——なければこれにて質疑は終局
いたしました。

引続きこれより討論に入ります。討
論に入るわけでございしますが、別段討
論の通告もございませんので、この際
討論を省略してただちに採決いたした
いと思ひますが、御異議ございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松浦委員長 御異議なしと認めま
す。

これより採決いたします。本案に賛
成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○松浦委員長 起立総員。よつて本案
は原案の通り可決すべきものと決しま
した。遠藤君。

○遠藤委員 ただいまの農林水産業施
設災害復旧事業費國庫補助の高率適用
基準に關する件につきまして、本委員
会の決議案を提案したいと存じます。

農林水産業施設災害復旧事業費國
庫補助の高率適用基準に關する件
農林水産業施設災害復旧事業費國
庫補助の暫定措置に關する法律の一
部を改正する法律案は、激甚なる被
害を蒙つた農林水産業施設に対し高
率の國庫補助を適用して、災害復旧
を促進し、もつて食糧自給度の向上
と農林漁民の経済安定に資せんとす
るものである。

よつてこの法律の成立後、政府は
これが運用に万遺憾なきを期し、農
林漁民の多年の要望に應えるべきで
ある。特に農地及び農業用施設につ
いては、現下における農家経済力の
脆弱なる実情に鑑み、これが災害復
旧に對し、政令で定める基準につい
ては、当該市町村における災害復旧
事業費總額を被害農家戸数で除した
額が五万円程度となる額を基準と
し、これを超えた部分については、
高率補助を適用すべきである。

右決議する。

昭和二十七年三月二十五日
簡単に本決議案の提案の理由を説明
いたしたいと存じます。

本農林委員會において農林水産業施

設災害復旧事業費に対する国庫補助率の引上げの問題に關しまして、慎重審議の結果、改正案は議決されたのであります。ついでには補助を適用する基準は、災害を受けた当該市町村における被害額を被害農家戸数で除した額が八万円以上であつては、現下の経済力の脆弱な農家にあつてはとうていその負担に耐え得るものではなく、五万円が妥当であるとの御意見が多数を占めていたのであります。またただいま農林委員で農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案の提案者各位におかれまして、それ／＼農村の実情に照し研究を重ねられました結果は、ほぼ同一の結論に達しておるのであります。さらにまた現地側から寄せられております請願、陳情等もいずれも適用基準を五万円にしてほしいと要望しておるのであります。

なおまた土木災害に対する高率補助適用の基準と比較いたしましたとしても、ただいま政府案に示されている八万円の額は多額に失しますので、少くともそれを五万円程度の額にまで引下げることが諸般の事情から見まして妥当であろうと存じます。つきましては本改正案の趣旨を尊重いたし、政府におきましてもこの点十分に善処するよう強く要望いたしたいと思ひますので、右の決議案を提案した次第でございます。何とぞ御賛成をお願いしたいと存じます。

○松浦委員長 ただいまの遠藤三郎君の御提案に關しまして、御意見があれば発言を許します。別に御意見もなければ、お諮りいたします。ただいまの遠藤君の御提案になりました農林水産

業施設災害復旧事業費国庫補助の高率適用基準に關する件につきまして、これを本委員会の決議とするに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松浦委員長 御異議ないようでありますからさうに決します。

なお先ほどの農林水産業施設災害復旧国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案に關する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 さうに決しました。

○井上（長）委員 ただいま農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の高率適用基準に關する件を本委員会の決議として満場一致決定をされたのであります。本決議は非常に及ぼすところが大きいのであるし、從來本委員会では／＼政府に対して委員会の意思を表明する必要上から決議をいたしておりますが、これが決議は政府の方において十分取入れて、實際委員会の意思を法案、予算案等に盛り込むという点が、はなはだどうも怠慢のようでございます。この点特に本決議案を災害復旧その他に対して非常に重大な意義を持つておりますので、ぜひ委員長に切にひとつ願ひたい。これは特に私お願いしておきます。從來の決議がどうも実行されてないという実績にかんがみて、この決議だけはぜひ一つ実現するように、委員長の一段の決意をもつて臨まれるようお願いいたします。

○松浦委員長 井上さんの御発言は、

本委員会の決議は、委員会の權威のためにも、政府をして実行せしめるように委員長に努力せよというやうな御鞭撻と解釈いたしましたから、御趣旨に沿ひまして十分努力いたします。本日はこれをもつて散会いたします。

午前十一時二十分散会

〔参照〕

森林法等の一部を改正する法律案（平野三郎君外二十三名提出）に關する報告書

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案（坂本實君外二十三名提出に關する報告書）

〔都合により別冊附録に掲載〕